

## 《預かり保育料の請求について》

保育の必要性の認定を受け、認可外保育施設等を利用された方は、お支払いされた利用料を上限まで償還払い（払戻し）いたしますので、下記のとおりご請求下さい。

### 請求手続き

下記の書類を、市役所2階教育委員会教育総務課の窓口へご提出下さい。請求書は、裏面の請求の内訳欄以外を記入・押印のうえご持参願います。

- (1) 施設等利用費請求書（償還払い用）  
（※修正テープや金額の訂正はできません。）
- (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書  
（※認可外保育施設等が発行したものを添付して下さい。）
- (3) 委任状（認定保護者と振込口座の名義が異なる場合のみ提出下さい。）

※請求書の様式は、市のホームページよりダウンロード（必ず両面印刷の上、ご使用下さい）いただくか、ご利用中の幼稚園、大和郡山市の窓口（教育総務課）へお問合せ下さい。

### 請求書の提出期限・支給時期

預かり保育料の償還払いのご請求は、年に4回の提出期限を設けております。具体的な提出期限等については、市のホームページにてお知らせいたしますので、必ずご確認をお願いします。

### 支給額

月額 11,300 円を上限とし、次の(ア)(イ)のうち、低い方の金額が支給額となります。

- (ア) 月毎の実際に認可外保育施設等へ支払った預かり保育料（※おやつ代等実費は除く）
- (イ) 月毎の基準額  
(11,300 円－200 円（又は 400 円）×在籍園の預かり保育利用日数)

＜お問合せ先＞  
大和郡山市教育委員会教育総務課  
総務係  
53-1151（内線713）